

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表（令和4年度）

設置者名	香川県広域水道企業団
施設名称	第三投棄場
設置場所	香川県綾歌郡綾川町陶字内間 964 番地 3 外 9 筆及び府中湖敷
問合せ先	香川県広域水道企業団 広域送水管理センター 管理課 TEL：0877-48-0512

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の第三項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

事業計画書

1 事業概要

香川県広域水道企業団は、香川用水により導水された水を広域送水管理センターが管理する4箇所の浄水場で浄水し、他の統括ブロックセンター等に給水している。その浄水処理工程で発生する浄水汚泥を脱水処理したものを埋立処分するために、綾歌郡綾川町陶字内間、丸山地内に設置する産業廃棄物の最終処分場（管理型埋立地）において埋立処分を行う。

2 取り扱う産業廃棄物の種類及び量

汚泥（浄水場汚泥）・・・1, 860 m³/年

3 処分の方法

各浄水場からダンプトラックで運搬してきた汚泥を、埋立計画図に沿って埋立処分する。場内の整地、維持管理作業は年間契約する業者に委託する。

4 処理施設の維持管理計画

- ・技術管理者を設置し、処理施設の管理を行う。
- ・処理施設の稼働時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処理を行う。
- ・常に場内の清潔を保持する。
- ・外観等の現地状況について、別紙に示す点検を月1回行う。記録表は事務所にて3年間保存する。
- ・異常事態発生時には、速やかに作業を中止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。

5 放流水又は排出ガスの検査計画

- ・処分場からの放流水について、水質検査を月1回行う。
- ・埋立ガスの測定を年1回行う。

6 処分したものの処分方法の概要

本施設が最終処分場であるため、該当なし。

7 廃棄物又は処分したものの検査計画

- ・香川県産業廃棄物処理等指導要綱に基づき、年1回、埋立前の汚泥の溶出試験を行う。

8 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

- ・埋立計画を超えない範囲で埋立てる。

9 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- ・上流と下流の地下水の水質検査を月1回行い、汚染されていないことを確認する。異常が見られた場合は、原因調査等必要な措置を講ずる。
- ・雨水排水施設を月1回点検し、堆積した土砂の除去等必要な措置を行う。

10 火災の発生の防止に関する事項

- ・消防法を遵守し、場内に消火器、散水設備を設置する。
- ・埋立地内では、火気を使用しない。
- ・適時、場内パトロールを実施し、異常がないか確認する。

1.1 その他の災害防止に関する事項

・緊急時の連絡体制

香川県広域水道企業団
広域送水管理センター管理課
0877-48-0512

香川労災病院	0877-23-3535
高松西警察署	087-876-0110
高松西消防署綾川分署	087-878-3196
中讃保健福祉事務所	0877-24-9966

- ・関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実にを行う。
- ・労働、環境関係法令等を遵守し、作業を行う。
- ・定期的に、安全教育等を行う。

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：令和4年度分)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがある場合と認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	2023.3.6	異常無	—	—

二 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

■令和4年度分

水質検査に係る地下水を採取した場所： 第三投棄場地下水南(場内)

水質検査に係る地下水を採取した年月日： 2022.11.30

水質検査の結果の得られた年月日： 2022.12.15

検査項目	判定基準 (廃棄物処理法) (mg/l)	水質検査の結果 (mg/l)	備考
カドミウム	0.003	0.0003未満	
全シアン	検出されないこと	検出せず	
鉛	0.01	0.001未満	
六価クロム	0.05	0.01未満	
砒素	0.01	0.002	2022.1.25 採水 再検査結果 0.003
総水銀	0.0005	0.00005未満	
アルキル水銀	検出されないこと	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出せず	
ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
クロロエチレン	0.002	0.0002未満	
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.001未満	
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.001未満	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0005未満	
トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002未満	
チウラム	0.006	0.0006未満	
シマジン	0.003	0.0003未満	
チオベンカルブ	0.02	0.002未満	
ベンゼン	0.01	0.001未満	
セレン	0.01	0.001未満	
1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	
検査方法：環境庁告示第10号 「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日)」による。			

■令和4年度分

水質検査に係る地下水を採取した場所： 第三投棄場地下水北(場外)

水質検査に係る地下水を採取した年月日： 2022.11.30

水質検査の結果の得られた年月日： 2022.12.15

検査項目	判定基準 (廃棄物処理法) (mg/l)	水質検査の結果 (mg/l)	備考
カドミウム	0.003	0.0003未満	
全シアン	検出されないこと	検出せず	
鉛	0.01	0.001未満	
六価クロム	0.05	0.01未満	
砒素	0.01	0.001未満	
総水銀	0.0005	0.00005未満	
アルキル水銀	検出されないこと	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出せず	
ジクロロメタン	0.02	0.001未満	
四塩化炭素	0.002	0.0002未満	
クロロエチレン	0.002	0.0002未満	
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.001未満	
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.001未満	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0005未満	
トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	
テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002未満	
チウラム	0.006	0.0006未満	
シマジン	0.003	0.0003未満	
チオベンカルブ	0.02	0.002未満	
ベンゼン	0.01	0.001未満	
セレン	0.01	0.001未満	
1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	

検査方法： 環境庁告示第10号
「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日)」による。

■令和4年度分

水質検査に係る放流水を採取した場所:

第三投棄場放流水

水質検査に係る放流水を採取した年月日:

2022.11.30

水質検査の結果の得られた年月日:

2022.12.15

検査項目	排水基準 (mg/l)	水質検査の結果 (mg/l)
カドミウム及びその化合物	0.03	0.003未満
シアン化合物	1	0.1未満
有機燐化合物	1	0.1未満
鉛及びその化合物	0.1	0.01未満
六価クロム化合物	0.5	0.01未満
砒素及びその化合物	0.1	0.01未満
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出せず
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1	0.01未満
テトラクロロエチレン	0.1	0.001未満
ジクロロメタン	0.2	0.01未満
四塩化炭素	0.02	0.001未満
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.001未満
1,1-ジクロロエチレン	1	0.001未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3	0.001未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.001未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002未満
チウラム	0.06	0.001未満
シマジン	0.03	0.001未満
チオベンカルブ	0.2	0.002未満
ベンゼン	0.1	0.01未満
セレン及びその化合物	0.1	0.01未満
ほう素及びその化合物	50	0.02未満
ふっ素及びその化合物	15	0.3
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	6.6
1,4-ジオキサン	0.5	0.05未満
pH	5.8以上8.6以下	6.8(18℃)
BOD	60	1.0未満
COD	90	1.9
浮遊物質	60	1未満
n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	1未満
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動物油脂類含有量)	30	1未満
フェノール類含有量	5	0.05未満
銅含有量	3	0.01未満
亜鉛含有量	2	0.01
溶解性鉄含有量	10	0.01未満
溶解性マンガン含有量	10	0.21
クロム含有量	2	0.01未満
大腸菌群数	3000個/cm ³	17個/cm ³
窒素含有量	60	6.84
燐含有量	8	0.04未満

検査方法: 環境庁告示第64号の「排水基準を定める省令の規定に基づく
環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日)」による。

埋立処分開始後（第三投棄場地下水南（場内））

（状況：令和4年度分）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月	第三投棄場地下水南（場内）	2022.04.12	2022.04.22	36	15
5月	〃	2022.05.31	2022.06.13	32	15
6月	〃	2022.06.28	2022.07.11	30	15
7月	〃	2022.07.26	2022.08.19	29	15
8月	〃	2022.08.30	2022.09.06	29	15
9月	〃	2022.09.21	2022.09.28	23	15
10月	〃	2022.10.18	2022.11.08	27	15
11月	〃	2022.11.24	2022.11.29	29	15
12月	〃	2022.12.13	2022.12.20	28	15
1月	〃	2023.1.30	2023.2.13	28	15
2月	〃	2023.2.21	2023.3.8	24	15
3月	〃	2023.3.22	2023.4.18	25	15

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（第三投棄場地下水北（場外））

（状況：令和4年度分）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月	第三投棄場地下水北（場外）	2022.04.12	2022.04.22	28	12
5月	〃	2022.05.31	2022.06.13	27	12
6月	〃	2022.06.28	2022.07.11	21	12
7月	〃	2022.07.26	2022.08.19	21	12
8月	〃	2022.08.30	2022.09.06	24	12
9月	〃	2022.09.21	2022.09.28	17	12
10月	〃	2022.10.18	2022.11.08	21	13
11月	〃	2022.11.24	2022.11.29	25	12
12月	〃	2022.12.13	2022.12.20	22	12
1月	〃	2023.1.30	2023.2.13	22	12
2月	〃	2023.2.21	2023.3.8	18	12
3月	〃	2023.3.22	2023.4.18	23	12

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（放流水）

(状況：令和4年度分)

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				窒素含有量
				水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	
4月	第三投棄場放流水	2022.04.12	2022.04.22	7.05	1.9	1.7	1未満	14.7
5月	"	2022.05.31	2022.06.13	6.91	1.4	1.1	1未満	9.8
6月	"	2022.06.28	2022.07.11	6.73	1.1	2.4	1未満	8.0
7月	"	2022.07.26	2022.08.19	6.48	0.4	1.8	1未満	9.3
8月	"	2022.08.30	2022.09.06	6.59	0.6	1.4	1未満	7.4
9月	"	2022.09.21	2022.09.28	6.58	0.3	1.0	1未満	5.9
10月	"	2022.10.18	2022.11.08	6.73	1.3	1.5	1未満	10.3
11月	"	2022.11.24	2022.11.29	6.95	1.4	2.1	1未満	7.1
12月	"	2022.12.13	2022.12.20	7.62	2.3	1.2	1未満	5.4
1月	"	2023.1.30	2023.2.13	7.78	4.3	1.7	1未満	12.1
2月	"	2023.2.21	2023.3.8	7.96	9.9	1.4	1	12.9
3月	"	2023.3.22	2023.4.18	7.28	4.5	1.8	1	14.1

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場においては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

り 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和4年度分)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	2023.3.22	0

採水位置図



最終処分場(第3 投棄場)点検簿

点検日時	令和5年3月6日			
点 検 項 目	異常なし	○	チェック	
	異常有	×		
・管理体制は十分か			○	
・投棄場入り口の施錠はされているか(作業がない時)			○	
・フェンス、掲示看板等に破損箇所がないか			○	
入り口看板			○	
埋立て計画図			○	
事故等連絡体制			○	
基準高(ベンチマーク)			○	
・施設管理は十分か			○	
・屋外設置消火器が設置されているか			○	
・関係者以外の者が立ち入っていないか			○	
・投棄場内にゴミ等の指定物質以外の投棄がないか			○	
・場内法面の崩壊等で場外に汚泥の流出の恐れはないか			○	
・周辺排水路・土落とし等の詰まり等で排水に支障が出ていないか			○	
・その他			○	
・美観の維持はできているか			○	
・付近にゴミ等が捨てられていないか			○	
・その他 異常が見あたらないか			○	
・場内に水溜り等がないか			△	
・雑草は生茂っていないか			○	
備 考 異常有の場合はその内容を、その他気づいたことを記入のこと				

維持管理に関する計画の遵守	○
囲い等の管理	○
基準高の管理	○
搬入時の廃棄物の確認	○*1
作業時間の管理	○*2
埋立地の管理	○
飛散・流出・悪臭の防止	○
害虫等の発生防止	○*3
騒音・振動・粉塵の防止	○*4
滞流水の排除	○
雨水等の管理	○
水質検査の実施	○
擁護壁の保全	○
法面の保護	○
搬入道路等の安全確保	○
洗車設備の管理	該当無
管理体制	○
美観の保持	○
従業員の教育	○
地域住民等への配慮	○
火災の防止	消火器有
事故及び災害の防止	○
事故時の対応	○
埋立て処分終了時の措置	該当無
埋立て処分終了後の維持管理	該当無
遮水工の管理	該当無
保有水等集排水設備の管理	○
ガス抜き設備の管理	○
埋立ガスの測定 令和5年2月28日実施 第3投棄場水質検査立会 令和4年11月30日実施	
*1：マニフェストで確認、*2：通常勤務時間内、*3：無機性廃棄物のため害虫発生の可能性無し*4 発生の恐れ無し	